

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップ調査等取扱要領

I. 目的

本取扱要領は、自動車局長通達「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて（調査依頼）（平成28年12月27日付け国自旅第266号、以下「本省通達」という。）に基づく、調査等の実務上の取扱を定め、調査等を円滑かつ効率的に実施することにより、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することを目的とする。

II. 実施時期

運輸支局は、原則として、毎年2月上旬までに、特定地域・準特定地域のタクシー協会及び協会未加盟事業者に対して調査依頼の通知を発出する。

III. 調査対象事業者

調査対象事業者は、II. により調査依頼の通知を開始する時点において特定地域・準特定地域として指定されている地域内に営業所を有する全ての一般乗用旅客自動車運送事業者（都市型ハイヤーのみを保有する事業者、福祉輸送サービス限定事業者及び1人1車制個人タクシー事業者を除く。）とする。

ただし、事業休止中の事業者を除くこととする。

IV. 調査の実施

(1) タクシー協会に加盟する事業者

- ① 運輸支局は、協会に対し、別添1-1により調査依頼を行う。
- ② 協会は、加盟事業者に対し、調査票（本省通達別紙様式1及び本省通達別紙様式2）を送付し、調査を実施する。
- ③ 協会は、調査結果を別添2-1～5（本省通達別紙様式1の集計）及び別添3（本省通達別紙様式2の集計）により集計し、別添4（報告未提出事業者一覧）、個別事業者の調査票とともに以下の期限までに運輸支局に報告を行う。

（別紙様式1関係）別添2-1～5、別添4及び調査票 毎年6月10日

（別紙様式2関係）別添3、別添4及び調査票 毎年5月10日

(2) タクシー協会未加盟事業者

- ① 運輸支局は、協会未加盟事業者に対し、別添1-2により調査依頼を行うとともに、調査票（本省通達別紙様式1及び本省通達別紙様式2）を送付する。
- ② 協会非加盟事業者は、以下の期限までに運輸支局に報告を行う。

様式1 毎年5月20日

様式2 毎年4月20日

V. 報告内容の確認・集計等

(1) 報告内容の確認

- ① 運輸支局は、IV. により実施した調査の提出状況を別添2-1～5、別添3及び別添4により集計する。

なお、協会非加盟事業者のうち、期限までに報告のない事業者に対しては、電話等により提出の督促を行う。

(2) 報告内容の集計等

- ② 運輸支局は、報告内容を集計し、毎年6月20日までに、別添2-1~5、別添3及び別添4の電子ファイル及び個別事業者の調査票を自動車交通部旅客第二課に送付する。
 - ③ 自動車交通部旅客第二課は、毎年6月30日までに、本省が指定する様式及び方法により本省自動車局旅客課に調査結果を報告する。
- (3) 本省通達Ⅱ1(1)及び(2)関係の集計等(輸送実績報告書・事業報告書に基づく調査)
本省が指定する様式及び方法に基づき対応する。

VI. 協議会への調査結果の報告

協会は、IV.(1)により実施した調査結果のうち、活性化事業に関するものを別添5により集計し、毎年5月10日までに特定地域・準特定地域協議会の構成員に事前報告する。

VII. 計画的な活性化の促進(本省通達Ⅱ2(2)関係)

(1) 協議会との連携等

運輸局及び運輸支局は、計画的な活性化を促進する観点から、下記(2)の手順を参考として、協議会における目標値の設定等が円滑に行われるよう、関係者と連携を図る。

(2) 協議会における目標値の設定等の手順

- ① 協議会は、VI.の協会からの報告を受け、活性化事業の項目毎に、目標値を設定(平成30年度以降は、必要に応じて新たな目標値を設定)する。
なお、目標値については、年度末時点で達成すべき目標値(平成29年度においては、平成29年度末時点で達成すべき目標値)又は中・長期的な目標値のいずれかを設定する。
- ② 協議会は、①により設定した目標値を、毎年6月末までに国土交通省に書面により報告する(書面の提出は、運輸支局及び運輸局を経由するものとする。)
なお、上記の書面提出は、地域計画へ反映したものの提出をもって代えることができる。
- ③ 協議会は、新たな目標の設定に当たっては、必要に応じて利用者アンケートを実施する。